

四国中央市ウォーターＰＰＰ導入可能性調査業務企画提案実施要領

１．目的

本実施要領は、四国中央市ウォーターＰＰＰ導入可能性調査業務を委託する事業者を、公募型プロポーザル方式により選定することについて必要な事項を定めるものである。

２．業務概要

(1) 業務名

四国中央市ウォーターＰＰＰ導入可能性調査業務

(2) 業務内容

業務内容については、別紙「四国中央市ウォーターＰＰＰ導入可能性調査業務仕様書」のとおりとする。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和８年３月２日（月）まで

(4) 提案上限額

一金４０，０００，０００円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

３．選定方式

参加資格要件の確認による第１次審査を事務局にて行い、第２次審査として企画提案書等の書類提出を求め、四国中央市ウォーターＰＰＰ導入可能性調査業務受託者選定委員会（以下「委員会」という）において、プレゼンテーション・ヒアリング審査を実施し、提案内容を評価する公募型プロポーザル方式によって優先交渉権者を選定する。

４．事務局

四国中央市 建設部 下水道課

〒799-0413 愛媛県四国中央市中曾根町 500 番地

電話：0896-28-6230 / FAX：0896-28-6189

Eメール：gesuido@city.shikokuchuo.ehime.jp

５．参加資格要件

(1) 参加者の構成等

①参加者の構成

参加者の構成は、次のいずれかの形態とする。

ア．単体企業

イ．共同企業体

(2) 本企画提案に参加できる者は、以下の全ての条件を満たす者とする。

①令和７・８年度四国中央市建設工事等入札参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）を提出している者又は令和７年６月２３日（月）までに提出する者であり、参加表明書の提出期限までに入札参加有資格業者名簿に登載されている者であること。

②地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定のいずれにも該当していないこと。

③参加表明書の提出期限の日から契約締結の日までの間において、四国中央市建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成１６年四国中央市告示第３５号）に基づく入札参加資格停止措置を受けている者でないこと。

④会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

⑤民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

⑥四国中央市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 30 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員等である役職員を有する団体又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

⑦平成 28 年 4 月 1 日から公告日の前日までに官公庁等より受注した上下水道一体型経営効率化検討支援委託業務、上下水道管理・更新一体マネジメント方式検討支援業務委託又は上下水道管理・更新一体マネジメント方式の検討支援委託業務の元請実績を有する者。なお、工業用水道事業単独の経営効率化検討業務、工業用水道事業管理・更新一体マネジメント方式のみの実績は認めない。また、上下水道一体型管理更新マネジメント方式については、履行中の業務でも可とする。

⑧管理技術者及び照査技術者は、次に掲げる要件を両方満たす者（直接的かつ恒常的に雇用している者に限る。）、又は各分野の要件をそれぞれ満たす者を複数配置し、担当技術者は各分野の要件のうち、いずれかを満たす者を配置すること。

ア. 上水道分野

技術士（総合技術監理部門－上下水道－水道及び工業用水道）、又は技術士（上下水道部門－上水道及び工業用水道）の資格を有する者。

イ. 下水道分野

技術士（総合技術監理部門－上下水道－下水道）又は技術士（上下水道部門－下水道）の資格を有する者。

(3) 複数の事業者等により構成される共同企業体の要件は以下のとおりとする。

①共同企業体を構成する全ての事業者は、前項①から⑥までの要件を満たす者であること。

②必ず共同企業体の代表者を定め、構成する全ての事業者名等を記載し、それぞれの代表者印を押印した「共同企業体構成表（様式 4）」及び「共同企業体協定書（様式 5）の写し」を提出すること。その際、代表者印は契約時に使用するものと同一とすること。なお、「共同企業体協定書の写し」は、契約締結までに提出すれば足るものとする。

③共同企業体においては、代表者が前項⑦の要件を満たす者であること。また、共同企業体のうち 1 者以上が前項⑧及び⑨の要件を満たす者であること。

④共同企業体の構成員の数は、2 者又は 3 者とする。

⑤共同企業体の代表者の出資比率は、構成員中最大とする。また、構成員の最低出資比率は、2 者で構成される共同企業体の場合は 30 % 以上とし、3 者で構成される共同企業体の場合は 20 % 以上とする。

⑥本業務で結成された共同企業体の構成員は、本業務における他の共同企業体の構成員になることはできない。また、共同企業体に所属しながら自らが単体で提案を行うことは認めない。

⑦参加表明書提出期限後は、共同企業体の代表者及び構成する事業者を変更することはできない。

6. 参加資格要件確認基準日

市が参加表明書を受理した日から、優先交渉権者と業務委託契約を締結するまでの間とする。

7. 選定スケジュール

本業務に係るスケジュールは以下のとおりとする。

内 容	時 期
公募開始	令和 7 年 6 月 13 日(金)
質問書の提出期限	令和 7 年 6 月 24 日(火) 17 時必着
質問書の回答日	令和 7 年 6 月 26 日(木)
入札参加資格審査申請書の提出期限（未提出の場合）	令和 7 年 6 月 23 日(月)
参加表明書等(第 1 次審査)の提出期限	令和 7 年 6 月 27 日(金) 17 時必着
第 1 次審査結果通知日	令和 7 年 7 月 2 日(水)

企画提案書等(第2次審査)の提出期限	令和7年7月18日(金) 17時必着
第2次審査(プレゼンテーション)の実施日	令和7年7月下旬予定
第2次審査結果通知日	令和7年7月下旬予定
契約締結日	令和7年8月上旬予定

8. 質問の受付及び回答

本プロポーザルの実施要領及び仕様書等の内容に関する質疑については、次に掲げる方法で行うこと。

(1) 提出書類

質問書(様式7)によること

(2) 提出方法

電子メールにて送信すること

(3) 受付期限

令和7年6月24日(火) 17時まで(必着)

(4) 提出先

Eメール: gesuido@city.shikokuchuo.ehime.jp

(5) 質問への回答方法及び公表

質問に対する回答は、質問者に電子メールで回答する。また、全ての質問について令和7年6月26日(木) 17時までに市ホームページで公表する。なお、公平を保てない可能性がある質問については回答しないことがある。

9. 参加表明書等の書類提出

(1) 提出期限

令和7年6月27日(金) 17時必着(提出が遅れた場合は、参加を認めない。)

(2) 提出先

「4. 事務局」まで

(3) 提出方法

持参、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)により提出すること。

下記(4)の提出書類を一つの封筒に入れて提出すること。

なお、封筒の宛名面には、「四国中央市上下水道事業一体型ウォーターP P P導入可能性調査業務参加表明書」と記載すること。

(4) 提出書類

以下の様式等については、別添様式を利用すること。なお、様式については、市公式ホームページに掲載するので、各提案者はダウンロードし、必要事項を記入して提出すること。

- | | |
|---------------------------|----|
| ①参加表明書(単体企業)【様式1】 | 1部 |
| ②参加表明書(共同企業体)【様式2】 | 1部 |
| ③会社概要(単体企業・共同企業体)【様式3】 | 1部 |
| ④共同企業体構成表(共同企業体)【様式4】 | 1部 |
| ⑤共同企業体協定書(共同企業体)【様式5】 | 1部 |
| ⑥業務実績確認書(単体企業・共同企業体)【様式6】 | 1部 |

10. 第1次審査の実施

- (1) 参加表明に関する提出書類の内容について、事務局による書類審査を実施し、参加資格要件等を審査する。
- (2) 参加表明をした者の数が5者を超える場合は、第2次審査の対象者として、委員会において5者選定する。

11. 第1次審査結果の通知

(1) 通知日

令和7年7月2日(水)

(2) 通知方法

審査結果は、参加表明者に対して、参加表明書に記載されたメールアドレス宛に審査結果通知書を電子メールにて送信する。また、審査合格者には、下記の事項を併せて通知する。

- ① 企画提案書で使用する提案者記号（例：A社、B社、C社、…等）については、事務局が決定する。
- ② 第2次審査の日時、会場等

12. 企画提案書等の提出

(1) 企画提案書及び価格提案書の提出期限

令和7年7月18日(金)17時必着（提出が遅れた場合は参加を認めない。）

(2) 提出先

「4. 事務局」まで

(3) 提出方法

持参、書留郵便又は信書便により提出すること。

※ 価格提案書は封入封緘すること。封入封緘方法は、様式集を参照のこと。

(4) 提出書類及び提出部数

- ① 企画提案書 8部

ア 企画提案書表紙【様式8】

イ 企画提案書【任意様式】

- ② 業務管理予定体制書【様式9】 1部

- ③ 企画提案誓約書【様式10】 1部

- ④ 価格提案書【様式11】 1部

ア 価格提案書には、会社名、代表者役職、代表者名を記載のうえ、代表者印を押印すること。

イ 提案金額は、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

ウ 価格提案書には、提案価格の根拠となる見積内訳書を添付すること。様式は任意とするが、仕様書に記載の業務の内容に応じて記載すること。

エ 価格提案書は封入及び封緘すること。

13. 企画提案書の記載内容及び作成方法

(1) 企画提案書の記載内容

提案者は、四国中央市ウォーターPPP導入可能性調査業務仕様書に基づき、次の項目について企画提案書を作成すること。

なお、提出書類によりプレゼンテーションを行うこととするため、その旨に留意して資料作成すること。

① 業務遂行能力及び実施体制について

業務のスケジュール及び実施体制を記載すること。

② 企画提案

- ・事業スキームの検討について
- ・プロフィットシェア方式の検討について
- ・民間活力の利用について
- ・上工下水道一体の事業手法シナリオの実現性について

③ 独自提案

仕様書の記載事項に加えて独自提案がある場合はその内容を記載すること。

(2) 企画提案書作成に係る留意事項

- ① プロポーザルでは、最適な受注者を選定するために必要な企画提案を求めるものであり、具体的な数値や根拠等を求めるものではない。
- ② A4判サイズとし、縦横は任意とする。A3判も可とするが、A4サイズに折り込むこと。ページ数は表紙、目次を含めて4ページ以内（A3判は片面につき2ページとカウントする。）にまとめ、ページ番号を付しておく。
- ③ 提案書の各書類には、提案者の氏名等を表記せず、当市が指定する標記（例：A社、B社、C社、…等）を使用すること。
- ④ 企画提案書の専門用語等については、一般用語を用いて脚注を付記するなど、職員が理解しやすいものとする。審査を担当する職員が理解できない内容については、採点されない場合があることに留意すること。
- ⑤ 企画提案書は文章、図表などで簡潔かつ明瞭に記載することとし、多色刷り、両面印刷を可とする。

14. 第2次審査（プレゼンテーション等）の実施

(1) 開催日時

令和7年7月下旬（予定）

※ 開始時間及び会場等詳細は、別途電子メールにより連絡する。

※ リモートでの実施とすることがある。

(2) 基本的な考え方

- ① 受託者の選定については、「別紙1 評価基準表」（3）から（4）までの各項目において評価することとする。なお、参加表明書の提出が1者のみであっても審査を行い、事務局が求める目的に添ったものであると判断した場合においては、その者を優先交渉権者とする。
- ② 提出書類等は、本業務を受託する者を選定するための資料であり、そこに盛り込まれた内容全てが実際の契約条件になるとは限らない。本業務を進めるにあたり、市と優先交渉権者との協議により提案の内容を変更することがある。ただし、公平性の観点から、価格評価を行った場合においては、原則、契約時点で提案価格を増額することはできないものとする。
- ③ 市は、委員会において選定された優先交渉権者と業務委託契約の締結交渉を行う。なお、優先交渉権者と協議が整わなかった場合、次点交渉権者と業務委託契約の締結交渉を行い、交渉が成立した者を受託者とする。

(3) 実施方法

企画提案書に基づき、提案者のプレゼンテーションを受け、選定委員が審査を行うものとする。審査は、提案者名を公表せず、以下のとおり行うことを予定している。

- ① プレゼンテーションは、1者ごとの呼び込み方式とし、持ち時間は30分程度とする。（1者につき説明20分以内、質疑10分程度）
- ② 提出した企画提案書に沿ってプレゼンテーションを行うこととし、当日の追加資料配布などは認めない。ただし、パソコン・ディスプレイによるプレゼンテーションは許可する。この場合、パソコンは提案者が用意し、ディスプレイ（65型ワイド液晶ディスプレイ）、コード類（HDMI to HDMIのみ）は市が用意するものとする。
- ③ 提案者の出席は単体企業、共同企業体ともに4名以内とする。なお、本業務に携わる者を1名以上含めることとする。
- ④ 共同企業体においては、各構成員から1名以上出席するものとする。
- ⑤ 実施の順番は、当市における責任抽選により決定するものとする。（抽選結果については、企画提案書の書類提出期限以降にメールにて通知する。）
- ⑥ 開始時間、会場等詳細は、別途連絡する。

(4) 選定基準

受託者の決定にあたっては、「別紙1 評価基準表」の合計点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。また、次点交渉権者も併せて選定する。同点の者があった場合は、「No.3 企画提案書評価」の点数が高い者を上位とし、それでも選定できないときは、委員会の協議により決定する。

なお、価格評価点については、提出があった提案価格のうち最低価格を基準価格とし、次に示す計算式に基づき算出するものとする。

価格評価点＝基準価格÷提案価格×15点（小数点以下四捨五入）

15. 第2次審査結果の通知

(1) 通知日

令和7年7月下旬予定

(2) 通知方法

優先交渉権者及び次点交渉権者にのみ文書にて通知する。また、審査結果を市ホームページで公表する。

16. 業務委託契約

(1) 契約形態

優先交渉権者と交渉が成立した場合に業務委託契約を締結することとする。

(2) 契約方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約とする。

(3) 契約金額

提案上限額以内で、原則、価格提案書により提案があった金額とする。

(4) 費用の支払い

前払金（業務委託料の3割以内）の適用あり。

(5) 契約保証金

四国中央市契約規則（平成16年規則第50号）第43条の規定により、契約金額の100分の10に相当する額以上を契約保証金として納付すること。ただし、同規則第45条の規定に該当する場合は、契約保証金を免除する。

(6) その他

交渉権者の決定後、契約の締結までの間において、交渉権者が「5. 参加資格要件」で定める要件のいずれかを満たさなくなった場合には、当該業務契約を締結しないことがある。

17. 提案者の失格要件

(1) 本要領等に示した参加に必要な資格を有しない者が行った提案

(2) 参加表明者以外の者が行った提案

(3) 提出書類に虚偽の記載を行った場合

(4) 提出書類が提出期限までに提出されなかった場合

(5) 価格提案書記載の提案価格が提案上限額を超えた場合

(6) 複数の企画提案書を提出した場合

(7) 審査の公平性を害する行為があった場合

(8) その他、委員会が不適格と認めた場合

18. その他留意事項

(1) 本企画提案等に要する費用は、すべて企画提案者の負担とし、提出された書類は返却しない。

(2) 企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。市は、プロポーザル方式の手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。

(3) 受付期間終了後の企画提案書等の修正及び変更は基本的に認めない。ただし、誤字・脱字などの軽微な修正についてはこの限りではない。

(4) 本企画提案に係る情報公開請求があった場合は、四国中央市情報公開条例（平成16年条例第15号）に基づき、

提出書類を公開する場合がある。

(5) 提出書類は日本語を用いることとし、通貨は日本円とする。

(6) 提出書類の様式については、別紙「様式集」のとおりとする。

(7) 企画提案書等の提出された書類に関して事務局より電話での問合せ、追加資料等の提出を求められた場合は、速やかに回答すること。

(8) 価格提案書の開封は、本業務に関係のない職員立会いのもと、事務局において行うものとする。

(9) この実施要領に定めのない事項については、四国中央市契約規則に定めるところによる。